

# 運航基準

令和4年6月1日（改訂）

周防灘フェリー株式会社

## 目次

第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の運航

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、徳山～竹田津航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
徳山港、竹田津港	18 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	20 m/s 以上	波高	3 m 以上
----	-----------	----	--------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視程
徳山港	徳山港口から竹田津港口に至る海域	500 m 以下
竹田津港	竹田津港口から徳山港口に至る海域	500 m 以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
13 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5 m以上又は うねり階級 3以上	横揺れ 7度以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	20 m/s 以上	波高	3 m 以上
----	-----------	----	--------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	1000 m以下
----	----------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

海域	視程
全域	500 m以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域で錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港名			
徳山港、竹田津港	18 m/s 以上	1.5 m以上	500 m以下

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運行中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域・・・（特に、水中翼型超高速船運航事業者）
- (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分		ニューくにさき	
		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	9.0 ノット	350 rpm
	微 速	10.0	390
	半 速	11.0	435
	全 速	12.0	485
航海速力		15.9	685

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 徳山港内
- (2) 竹田津港内



(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

2 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者又は運行管理補助者に連絡し、その後1時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者又は運行管理補助者に連絡しなければならない。

3 前項の連絡が副運航管理者又は運行管理補助者になされた場合は、当該副運航管理者又は運行管理補助者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港約30分前になったときは、(副)運航管理者又は運行管理補助者に次の事項を引き続き連絡するものとする。

(1) 入港予定時刻

(2) (副)運航管理者又は運行管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた(副)運航管理者又は運行管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

(1) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(機器点検)

第15条 船長は、入港着岸前、岸壁手前1000mの安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航日報及び航海日誌に記録するものとする。

### 第1 基準経路

徳山-竹田津基準航路

徳山/竹田津 距離 運航時間 航海速力

運航基準路	距離	運航時間	航海速力
徳山-竹田津	25.3 M	2h 00'15.90 J/t	
竹田津-徳山	25.3 M	2h 00'15.90 J/t	

### 第2 基準経路

徳山-竹田津基準航路

徳山/竹田津 距離 運航時間 航海速力

運航基準路	距離	運航時間	航海速力
徳山-竹田津	26.6 M	2h 00'15.90 J/t	
竹田津-徳山	26.6 M	2h 00'15.90 J/t	

### 第3 基準経路

徳山-竹田津基準航路

徳山/竹田津 距離 運航時間 航海速力

運航基準路	距離	運航時間	航海速力
徳山-竹田津	26.6 M	2h 00'15.90 J/t	
竹田津-徳山	26.6 M	2h 00'15.90 J/t	

連絡地点 ○  
船長指揮水域

